### 会 議 録

会議の名称		令和5年10月定例教育委員会	
開催日時		令和 5 年 10 月 26 日 14 時 00 分開会 16 時 12 分閉会	
開催場所		つくば市役所本庁舎2階 203 会議室	
事務局		教育局教育総務課	
	委員	教育長森田充	
出		委 員 倉田 廣之	
席		委 員 柳瀬 敬	
者		委員 和泉 なおこ	
		委 員 成島 美穂	
	委員以外の	教育局長吉沼工美	
	出席者	教育局次長	
	E4//14 E	学校教育審議監 山田 仁巳	
		教育総務課長 山岡 めぐみ	
		学務課長 下田 裕久	
		教育施設課長 鈴木 聡	
		健康教育課長 柳町 優子	
		学び推進課長 岡野 知樹	
		特別支援教育推進室長中島澄枝	
		学び推進課参事兼総合教育研究所長 山田 聡	
		学び推進課参事兼教育相談センター所長 久松 和則	
		生涯学習推進課長 澤頭 由紀子	
		文化財課長 石橋 充	
		中央図書館長	
		中央図書館館長補佐           玉木 正徳	
		教育局企画監 青木 孝之	
公開	引・非公開	□公開 □非公開 ■一部公開 傍聴者数 5人	
会請	養次第及び議	1 開会	
事		2 議事録承認	
3		3 教育長の報告	
		4 案件	

- (1) 議案第53号 市長の権限に属する事務の委任について(公開)
- (2) 議案第 54 号 令和 5 年度つくば市一般会計予算案(12 月補正)に 同意することについて(非公開)
- (3) 議案第 55 号 つくば市地域クラブ活動参加者支援交付金交付規則 について(公開)
- (4)議案第56号 つくば市認定地域文化財の認定に係る意見聴取について(公開)
- (5) 議案第 57 号 つくば市有形文化財の指定に係る諮問について (公開)
- (6)報告第32号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について (つくば市教育委員会職員の分限処分) (非公開)
- (7)報告第 33 号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について (つくば市教育委員会職員の分限処分) (非公開)
- (8) 請願第1号 教師が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築 に関する請願書(公開)
- 5 その他
- 6 閉会

### ◎会議の大要

1	開会	

#### 森田教育長

それではただいまから令和5年10月の定例会を開催いたします。本日もお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。スムーズな会議進行に努めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

### 2 議事録の承認

### 森田教育長

まず、議事録の承認ですが、令和5年9月定例会の議事録を委員の皆様に事前に確認していただいております。その後修正等がないようでしたら、議事録を承認することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

### 委員一同

はい。

### 森田教育長

ありがとうございます。それでは署名人を和泉委員にお願いしたいと

思います。よろしくお願いします。

### 3 教育長の報告

### 森田教育長

続きまして、次第の3、教育長の報告に移ります。今回は報道にあり ましたように、竹園東小学校の教諭の不適切な指導についての報告をさ せていただきたいと思います。詳しくは次第の5、その他のところで扱 いたいと思いますけれども、ここでは、その概要・経緯についてお話し たいと思います。竹園東小学校の1年生の教諭が、授業中にトイレに 行ってはいけないというような指導をしたことが発端となり、子供たち がお漏らしをしてしまうなどということが発生し、不登校気味になりま した。6月下旬には市教委の方にも相談があり、当該教諭への指導はし ていたものの、なかなか改善をしていなかったという状況でした。この ような状況が起きたことは本当に私たちも重く受けとめなければいけな いと思っています。そして、そうした中で保護者から担任を変えて欲し いという声も出てきたことから、7月 13 日に学級懇談会を開催し、教務 主任に担任させるということを保護者の方々にお伝えしたという状況で した。そして、当該教員は自分の指導に悩み、体調を崩して、そこから 休暇を取るという形になりました。1人は転校してしまい、不登校気味 になった子が2人おりましたけれども、そのうち1名は間もなく登校を 再開し、もう1名の方も夏休み明けには登校することができるように なっておりまして、現在1年1組は児童全員が落ち着いて元気に生活し ているという状況です。それが 10 月 13 日に毎日新聞社を皮切りに多く の新聞社から報道がされたということです。そのことも受けて、10月20 日金曜日に全校児童の保護者に向けての臨時の保護者会を開き、204人の 参加者がありました。学校と市教委から謝罪をし、保護者からの質問に 対して回答するという形で進めましたが、26 人の保護者の方から色々と 御質問を受けたという状況です。私たちとしては、本当に深く重いこと と受けとめて、改めて深くお詫びを申し上げなければならないと思って います。本日、その他の部分でこのことを扱いたいと思いますが、再発 防止に向けて教育委員会として、教育局及び学校へのメッセージを発せ られるように話合いを進めたいと思っています。私の報告は以上でござ います。

それでは、案件に入ります。案件一覧にも記載がございますが、本日 は請願が1件出されております。そのため、公開案件として請願に対す る審議を最初に行い、その後に非公開案件として議案第54号、報告第32号と報告第33号の3件を審議し、その後公開案件の議案第53号、議案第55号、議案第56号及び議案第57号の審議を行いたいと思います。最後に、その他という形で進めたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

森田教育長

では、そのように進めさせていただきます。

(8)請願第1号 教師が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築に関する請願書(公 開)

森田教育長

それでは請願第1号から進めてまいります。今回、「教師が部活動の 指導に携わる必要がない環境の構築に関する請願書」が提出されてお り、内容等を精査し受理いたしました。つくば市教育委員会請願処理規 則第4条により、教育委員会は、「報告を受けたときは、これに対し採 決しなければならない」とありますので、この場で検討を行い、採決を 取りたいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同

はい。

倉田委員

よろしいでしょうか。

森田教育長

はい、倉田委員、お願いします。

倉田委員

本日、請願者がお越しになっているようですので、請願者からの説明 をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

森田教育長

ただいま倉田委員から請願者がいらっしゃっているということで、説明をさせてはどうかという提案がありましたけれども、これについては、つくば市教育委員会請願処理規則第5条に、「委員会は、必要があると認めるときは、請願等をした者に対し出頭を求め、直接その趣旨を述べさせることができる」と規定されています。請願者に対して説明を求めることに対して御異議はございませんか。

委員一同

異議なし。

森田教育長

では、異議なしということですので、請願者の方は陳述席にお願いいたします。

では、5分程度で簡潔に説明をお願いします。

請願者

請願の趣旨について、この場をお借りして補足をさせていただきま す。つくば市では、今月から、市役所の窓口受付時間が短縮されまし た。このことについて、五十嵐市長はご自身の X(旧 Twitter)で次のよ うに説明されています。『「職員の勤務時間=窓口受付時間」という残 業必須の無理ゲーでは、住民サービスは向上できません。残業前提の受 付時間から脱却し、職員が適正な働き方になり、業務改善の打合わせ時 間等も生み出すことが結果として行政としての質の向上に繋がると考え ています。』以上が引用部分です。言うまでもなく、残業必須の無理 ゲーからの脱却が必要なのは、学校教員も同じです。教員という職業 を、児童生徒一人一人にしっかりと向き合うことができると同時に、教 材研究や自己研鑽の時間も十分に確保できるような真に魅力ある職業と するためには、勤務時間外に及ぶ業務までもが当たり前のように押し付 けられてきた従来のあり方を見直す必要があると思います。そうした業 務の代表例こそが部活動ですので、まずは一刻も早く教師が部活動の指 導に携わる必要がない環境を構築していただきたいです。公務員の労働 環境改善に対しては、今や当事者だけでなく、幅広い層からの支持があ ります。先述した五十嵐市長の投稿に圧倒的多数の市民が賛意を表明し たことは、その証左であるといえるでしょう。請願書の中では、具体的 な請願事項として3つ挙げさせていただきました。私どもとしまして は、やはり最終的なゴールは部活動を地域クラブ活動に移行することだ と考えています。しかし、移行が完了する前だからといって、教員に部 活動顧問への就任を強制して良いわけではありません。このことは、昨 年度末の県教委通知によって一層明確になりました。教員一人一人が部 活動顧問に就任しないという選択を行えるようにすることは一刻も早く 徹底される必要があるのではないでしょうか。つくば市には、本請願を 採択することによって、他の自治体のお手本となっていただきたく存じ

ます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 森田教育長

ありがとうございました。ただいま請願者からの説明がありましたが、今の説明に対しての質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。はい、柳瀬委員。

### 柳瀬委員

請願事項1に「検討状況や決定事項をつくば市公式ウェブサイト等で 随時公表すること」とありますが、この決定事項というのは、教育委員 会で決定したことと考えてよろしいでしょうか。

### 請願者

ご質問ありがとうございます。教育委員会として決定したこと、ない しはその事務局であるところの教育局の方で決定したことも含みますけ れども、そういったことを随時つくば市の公式ウェブサイト等で公表し ていただきたいと考えています。

### 柳瀬委員

部活動というのは学校の教育活動ということになりますが、地域クラブということになりますと、これは市民活動としての側面を含むので、教育局だけでは決められないことがたくさんあると思うのです。そうしますと、その検討状況あるいは決定事項をどこが掌握するのかということが非常に大事になってくると思います。そうしますと、教育局だけではなくて、広く市長部局も含めて、検討する組織が必要というふうに考えられますか。

### 請願者

先日、つくば市教育局の学び推進課が部活動の地域移行も担当されていると伺ったのですが、その担当者の方に伺ったところ、すでにつくば市教育局だけでなく、他の関係する部局ですとか、地域クラブなどの関係者などもメンバーに入った形の会議体というか協議体というか、そういった話合いの場はすでに設けられていまして、そういったところで部活動の地域移行についての検討が進んでいるものと認識しております。そういったところでの検討状況や決定事項、その諸々の課題も含めて、流石に毎週は難しいと思いますけれども、1月に1回でも2月に1回でも、そのスパンはお任せしますけれども、随時まとまり次第公表していただくということについて、先ほど申し上げたような協議会が中心と

なって公表を進めていただきたいと考えております。

柳瀬委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

森田教育長

他はいかがでしょうか。はい、和泉委員。

和泉委員

請願書の2ページ目の中段に記載されている、「つくば市教育局学び推進課に問い合わせたところ」という部分について、これはいつ問い合わせましたか。

請願者

実際に市役所を訪れてこのことについて伺ったのは今年の8月2日です。それ以前から、こういったことが知りたいという伺いを立てていたのですけれども、その準備をしていただいて、つくば市部活動顧問の移行希望調査についてという資料をいただきまして、この資料を御提示いただきながら、今のつくば市立中学校及び義務教育学校で行われている顧問希望調査の現況・現状を御報告いただいたというところです。

和泉委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

森田教育長

他はいかがですか。よろしいですか。では、請願者の方には退席をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、請願事項が1、2、3とありますので、1つずつ討論をした後に、全体の採決を取るという形で進めたいと思います。もし状況確認ということで事務局の方に確認したいことがあれば、それは質問していただいて結構ですので、それも含めながらこれから討論したいと思います。

ではまず、請願事項1「つくば市立学校が行う部活動を地域クラブ活動へと移行することに関する検討事項や決定事項をつくば市ウェブサイト等で随時公表すること」ということについて、皆さんの御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。では、倉田委員、お願いします。

倉田委員

つくば市で取り組んでいる状況等の報告等とか、進捗状況は公開可能

かと思います。ただ、随時公表という点について、どういったスパンで 公表をするのかという部分が、果たしてどうなのかなということで少し 気になりました。

森田教育長

先ほどは請願者から、できるだけ変化があったときに公開してほしい というような話がありましたけれども。他にはいかがですか。

和泉委員

よろしいですか。

森田教育長

はい、和泉委員、どうぞ。

和泉委員

私も、これまでにつくば市はいろいろ取り組んでいるので、公表できる情報は適宜公表していくという方向性には賛同します。ただ、どれぐらいの期間で公表をするのかということについても、先ほど請願者からこちらにスパンをお任せするとおっしゃっていたので、こちらで必要に応じて混乱を招かないような情報の公開は大事かなと思いました。

森田教育長

情報を公表すること自体は必要であろうということですかね。

和泉委員

はい。

森田教育長

はい、成島委員、どうぞ。

成島委員

公表することには賛成です。ただ、少し別の請願事項に跨いでしまうのですけれども、請願事項3のような、部活動が地域クラブに移行して変わっていくというこの方針自体が明確にあって、それに向かっていく中でのこういった新着情報ですという形で出ていくのであれば分かるものと思います。しかしながら、こういったことをやりました、こういった実証事例をやりましたとかだけ言われていってしまうと、何か一見無関係のような気持ちでそういった報告を見てしまう側面があると思います。うまく言えないのですが、自分がいる学校に関係することなのかなという目で見ていっている時に、よその学校のことか、という目で見ていてしまっていて、何やらつくば市が動いているけれども、その動きが

何に向けての動きかわからないまま動いているような公表の仕方になったら意味がないと思うので、ある意味では、請願事項3に書かれている「廃止する年月」が早期に確定しているかどうかはともかくとして、今つくば市はこういう方向で動いているのですというのを明確にしている状態での随時公表でないと意味がないような気がしてしまいます。請願事項3があっての請願事項1かなというイメージで見ていたので、請願事項1のみに関しては、賛成ではあるけれども、請願事項3ありきだと思うというのが私の意見です。

森田教育長

やはり全体構想がないところで断片的な情報を出しても理解しにくい だろうというところですね。

成島委員

そうですね、理解しにくいし、何かソーっと準備されているように感じますね。

柳瀬委員

よろしいですか。

森田教育長

はい、柳瀬委員、どうぞ。

柳瀬委員

部活動の地域移行には様々な課題があると思うのです。地域移行をすることについては国もそういう方針ですし、勿論つくば市もその方針には従ってやっていくのだと思うのですが、いくつか例を挙げますと、部活動を地域移行した時にそれに携わる教員の兼職の問題、それから労働時間の問題がありますよね。また、そうしたときにそこに関わる経費の問題として、給与の問題や指導者として兼職の費用を別にもらうのかという問題、それから教師の学校教育への専念義務など、様々な問題が絡んでくることだと思うのです。そういった問題を1つ1つきちんと整理していかないと、地域移行といっても、なかなか環境が整わないと思うのです。まさに請願者の言うとおり、環境の構築が必要なのですけれども、なかなかそれには、時間がかかりますよね。まあ早くやってほしいという趣旨なのでしょうが、その課題を1つ1つクリアする必要があると思うのですよね。あと、これまで部活動は学校教育活動の範疇だったのですけれども、学校を使って学校の教育活動以外の活動を地域移行と

してやるのか、それとも学校教育活動の中で地域移行をやるのか、校長の権限はどこまでか、というかなり突っ込んだ議論をした上でやっていかないとなかなか地域移行が実現しないのではないかなと思います。そういった課題を洗い出した上で、どういったことをクリアしないと地域移行に進んでいかないかというのは、今までも検討してきたことだと思うのですが、やはり国とか県の動きも絡んでくるので、つくば市だけで決められる問題ではないような気もします。

### 倉田委員

今、柳瀬委員が言ったとおり、やはり地域移行するという方向は望ましい方向だと思うのですが、ただ人材の確保とか、教員として携わる者・携わらない者という部分で、請願者は部活動顧問をやりたくない場合にはそれを希望できるようにすべきであると仰っていて、それは私も良い方向だと思うのですが、ただ、中には部活動顧問をやりたい教員も出てきているのではないかという中で、その時のバランスとか運営調整とか組織での在り方というのは、なかなか難しい状況があるのかなと思います。その辺りが学校として管理職としてのネックなのかなと思います。ただ、一番の理想として地域の中でどれほどまでに部活動を移行していくことができるのか、というところで、その部分は現在進めている途中なので、どのぐらいのスピードで進んでいくのかというのは、中体連などの大きい組織も絡んできている話なので、やはりつくばだけの問題でもないし、その辺りの理解を含めて進めていく必要はあるのかなとは思っています。

### 森田教育長

請願事項3にも関わる問題なのですけれども、なかなか1つの自治体だけで解決できる問題ではないところが多いというのは確かだと思います。極端に言えば、国の方針もしっかり出してもらわないと困るというところもありますので、そういった点では早急にこちらの考えだけで進めるというのは難しいという部分も確かにあるとは思います。

### 成島委員

現在つくば市が実証として外部の方にコーチングをしてもらったりしているのは、部活動の地域移行のためにではなく、教職員の負担軽減の一環として行っているのでしょうか。

森田教育長

学び推進課、お願いします。

|山田学び推進課| 現在は令和7年度までのロードマップ・達成目標として、令和7年度 参事兼総合教育床までに休日の部活動に関わる教員をゼロにするということで取り組ん でおります。

成島委員

研究所長

現在そういったものの公表はしていないのですか。

山田学び推進課 先生方には校長会等でご案内をさせていただいております。ただ、一 参事兼総合教育鰕の方々に公表しているかというと、そうではありません。

研究所長

森田教育長

そこはまだ十分じゃないということですね。他はいかがですか。よろ しいですかね。では、請願事項1については、請願事項3も含まれます けれども、組織でしっかり対応した上で、活動状況について公表すると いうことは積極的にやった方がいいだろうということですが、そのスパ ンや時期を決めて行うということは少し難しいという受け止め方になり ますでしょうか。この受け止め方でよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

成島委員

公表に関しては異議はありません。

森田教育長

では次に請願事項2です。「つくば市立学校の教員に対して「部活動 顧問に就任することを前提とした希望調査」を実施することを改め、教 員一人ひとりが部活動顧問に就任しないという選択を行うことができる ようにすること」ということなのですけれども、これについて御意見が ありましたらお伺いしたいと思います。では、倉田委員。

倉田委員

これは学校長の判断で実施可能だと思うのですよね。ですから、学校 の方針として、どのように職員に説明して、どのように体制でやってい くということを職員にちゃんと知らせて、その上で理解を求めていくと いうことが必要だと思うのです。さらに、子供たちの考え方ということ で、子供たちはこれに関してどう考えているのかというのも、アンケー

ト等も含めて調査しておく必要があると思います。

森田教育長

はい、柳瀬委員、どうぞ。

柳瀬委員

私もいま倉田委員がおっしゃったことと同じなのですが、選択肢は誰 が作っているのか、ということですね。慣例として、例えば、野球部と サッカー部という選択肢があるけれども、それ以外の活動をしたい生徒 がいたとしても、生徒はそういう選択肢がないということがあります。 文化芸術活動にしても、吹奏楽部があっても、コーラスとか演劇とか、 あるいは社会ボランティア活動をやりたいとか、本来はそういう色々な 選択肢があるはずなのですけれども、それが固定化していると状況があ るものと思います。先生の側も選択肢を選べないし、生徒の側も選択肢 を選べないとなると、では誰がこの選択肢を作っているのか、というこ とになると思うのですよね。今までの慣例に従ってやっているけれど も、やっぱり基本的には子供たちのニーズに応えるということが一番だ と思うのです。ニーズに応えるということが十分条件であって、そのた めの必要条件が、教師が関わることではないということは分かるので す。しかし、その選択肢自体が広がっていかない、地域移行をした時に ますます狭まってしまうということになると、現在やっている部活動と いうものの本来の趣旨を見失ってしまう可能性があるような気がしてな りません。請願事項2の趣旨については全くそのとおりで、理解できま す。

森田教育長

はい、和泉委員、どうぞ。

和泉委員

私も請願事項2については賛成しています。やはり先ほど私が質問した、請願者が8月に学び推進課に状況を聞いたということがありましたけれども、この時に、『そのほとんどが「どこかの部の顧問になること」を前提とした調査を行っていることが判明』したということはやはり引っかかっていて、一方で、倉田委員がおっしゃったように、各学校長がしっかり各先生と面談をするなり聞き取りをして、その意向を汲むということを徹底させれば、請願事項2の内容は十分に満たすことができるし、むしろ断る権利というのは保障されないといけないと思うの

で。請願事項2には賛同しています。

森田教育長

はい、成島委員、どうぞ。

成島委員

私も賛同しております。ただ、今の部活動という在り方を続けていくのであれば、顧問に就任したくないという先生が多数現れた場合に部活動そのものが成り立たなくなるのではないかという恐れもあるのも十分に分かります。なので、もう地域移行という形が、今までの部活動とは別物になろうとしているという認識を持った方が良いのではないかとも思います。これまでの部活動というものは廃止のようなものになっていくのではないかという気がしているので、今の段階では、顧問に就任しなくても済むように何とか配慮するというのが望ましいのですけれども、ゆくゆくどうなっていくのかというのはまた考えないといけないものと思いました。

森田教育長

はい、倉田委員、どうぞ。

倉田委員

子供たちのニーズがどういったところにあるかということについても 学校としてしっかりと把握する必要もあると思います。例えば、クラブ 活動や部活動においては、楽しむことを目的としたい活動だと考えている子供もいるだろうし、強くなって成長したい、ある程度の目標を目指 したいという活動だと考えている子供もいると思うのです。その辺りの 調整をどのようにした方が良いのかという問題があると思います。ある 意味、外部団体に委託した方が、強くなるという意味でのスポーツ的な 目的を達成できるという方向には進むとは思うのですが、ただ楽しみた い、仲間を作って一緒にそれ自体を楽しみたいという子供にとっては、 果たしてそれがすべてをクリアできるようなものなのかどうかというと ころも難しい問題なのかと思います。この辺りのことは学校もしっかり 押さえていないと子供に適切に対応できないのかなという気がします。

森田教育長

はい、ありがとうございます。子供自身も、強くなりたい子もいれば 楽しめれば良いよという子もいて、色々いるというのが現実だし、そう いったところも私たちはクリアしていかなくてはいけないし、先生たち の考えも、学校教育と部活は密接に関係がありますという人もいれば、 もう完全に切り離したほうが良いという人もいるし、まだまだそういう 意味では部活動の地域移行をどう考えていくかという国の方針も定かで はない中で、私たちも迷っているし先生方も迷っているところではない かと思うのです。そういった意味でも、しっかり共通理解を図っていく 必要があるのではないかと思うのですが、その辺りは学び推進課ではど のように進んでいるのか聞いても良いですか。

# 研究所長

山田学び推進課 現在のところは、各学校で1つは地域移行を進めるということを今年 参事兼総合教育|のミッションとして行っております。コーディネーター3名に学び推進 課で動いていただいておりまして、各学校でスポーツ少年団や企業、大 学などと連携をして、それぞれ可能なところで地域の実態に応じて取り 組んでいるところです。それを令和6年度に50%の目標ということで取 り組んでいくことを考えております。

### 森田教育長

あとは、子供たちが所属していない部活動以外の活動を自由にできる ことを保障しようという意味で、平日の部活動を1日減らすということ をしたわけですが、そこで音楽に携わったり芸術に携わったりしている 子もいるという話は聞いていますので、私たちの趣旨に少しずつ沿って きたのではないかという感じもしております。この3つの請願事項につ いて大体皆さんの御意見を伺ったところですけれども、最後に何か全体 を含めて述べたいようなことがあればお聞きしたいと思いますが、いか がでしょうか。はい、和泉委員、どうぞ。

### 和泉委員

これは教員の立場と行政の立場で結構いろいろな枠組みを決めたり課 題を洗い出して検討したりしているところですけれども、例えば、実際 の加入率はどうなのかとか実際の子供たちの気持ちの部分については、 私自身はまだ理解が足りないということを強く感じていますので、先ほ どどなたかがおっしゃっておりましたけれども、やはり子供の実態をも う少し同時にすくい上げながら今後検討していくのが大事かと思いまし た。

### 森田教育長

はい、ありがとうございます。大事な点ですね。他にはよろしいです

か。では、採択するかどうかということについて決をとりたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。どのようにお考えなのかお伺いしたいと思いますが、倉田委員、いかがでしょうか。

### 倉田委員

私は、趣旨は採択して良いのではいう気はするのですね。請願者の考え方はよくわかりますし、そういった方向でいくべきだと思っています。それをどのようにスムーズに進めていくかということが今後の一番大きな課題だと思うので、子供のニーズや考え方もきちっと取り入れた上で教育委員会として進めていく必要があると思っています。

### 森田教育長

はい、わかりました。成島委員はいかがでしょうか。

### 成島委員

スポーツ庁や文化庁の方が地域移行をもう明言しているので、つくば市もその流れになるであろうと思ってはいるので、請願書の内容に関してはすごく理解できます。また、部活動廃止の年月を早く確定した方が目標に向かって動けるだろうという考えについても私はすごく納得します。しかしながら、他の委員さんの話を聞いていると、現実的に受け皿とか時期を決めながら急に動き出すというのが難しいというのも分かるのでその辺りに関しては検討をしていくしかないのかと思います。この請願に対して趣旨採択という形をとるということは、つくば市は部活動の地域移行という形を目指していきますという方針を示すということは間違いないのですよね。

### 森田教育長

そうですね。ですから、今皆さんが懸念や心配をされているのは、随時公表することという請願事項における「随時」というのが請願の意に沿うスパンになるのかどうかというあたりと、部活動を廃止する年限を確定するというのは現段階ではちょっと難しいのではないかということであって、この請願の方向性は請願書に書かれているとおり賛成できるのではないでしょうかというのが皆さんの御意見なのかと思ったのですが、柳瀬委員はいかがでしょうか。

#### 柳瀬委員

先ほどちょっと質問をしましたけれども、検討状況というのがどの段階のものを言うのかということについて、決定事項についてはもちろん

公表するべきでしょうけれども、検討状況の中身についてはやはり検討会議など公式な会議で取り扱ったものを公表して欲しいと思います。でないと色々な試行錯誤もあると思うので、そこを躊躇するようになってはいけないと思うのですよね。なので、請願事項1については採択で良いと思うのですが、検討状況については、教育局と市長部局、それから財団とか色々なところを含めた検討会議で行ったものを公表して欲しいと思います。請願事項2については採択して良いと思います。請願事項3については、「部活動を廃止する年月を早期に確定し」という請願事項がいうところの「早期」というのが、今決めなさいというわけではないのだと思うのですけれども、どれぐらいのスパンを想定しているのか、そしてそれは請願事項1に委ねるという意味で、請願事項3は趣旨採択でいかがでしょうか。

森田教育長

和泉委員はいかがでしょうか。

和泉委員

この請願書の請願事項全体に対してということであれば、私は趣旨採択を考えています。というのは、先ほど成島委員が言ったように、やはり目指すゴールはこの請願の内容とつくば市の教育行政と共通していると思うからです。ただ一方で、繰り返しになりますけれども、例えば、関わる担当課の数で考えれば市民部も関わってくるでしょうし、子供自身の状況についても鑑みる必要があると思いますし、そういったことからどうしても決裁プロセスにも時間がかかるでしょうから、どんどん公表してほしいという趣旨はもう十分に理解するのだけれども、現実的な部分を踏まえてという意味で趣旨採択を考えています。

森田教育長

はい、ありがとうございます。皆さん趣旨には賛同できるけれども、早期に廃止時期を確定してほしいとは言ってもそれを確定するのは難しい状況でもあるというようなこと、また、いろいろなハードルをどう超えるかということからもなかなか難しいところもあるだろうというような皆さんの意見だったと思います。伺ったところ、趣旨採択という意見が多かったように思うのですけれども、趣旨採択という形でこれを処理することで、皆さんの意見は共通していたかと思うのですが、いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

委員一同 はい。 森田教育長 では、賛成多数ということで、これを趣旨採択にするということで決 したいと思います。大変ありがとうございました。 (2) 議案第54号 令和5年度つくば市一般会計予算案(12月補正)に同意することにつ いて(非公開) 続いて、先に非公開案件を審議いたしますので、傍聴人の方がいらっ 森田教育長 しゃいましたら一旦退室をお願いいたします。 では、議案の第54号、12月の補正予算について各課からの説明をお願 いします。質問については、全部の課の説明が終わった時点でお受けし たいと思います。まず、教育総務課、お願いします。 山岡教育総務課 (議案に対する説明) 長 森田教育長 続いて、学務課、お願いします。 下田学務課長 (議案に対する説明) 森田教育長 次に教育施設課、お願いします。 鈴木教育施設課 (議案に対する説明) 長 森田教育長 はい。では健康教育課、お願いします。 柳町健康教育課 (議案に対する説明) 長 森田教育長 はい。総合教育研究所、お願いします。 山田学び推進課 (議案に対する説明) 参事兼総合教育 研究所長

次に、生涯学習推進課、お願いします。

森田教育長

|澤頭生涯学習推|| (議案に対する説明)

進課長

森田教育長

文化財課、お願いします。

石橋文化財課長

(議案に対する説明)

森田教育長

最後に中央図書館、お願いします。

柴原中央図書館 (議案に対する説明)

長

森田教育長

ただいまの説明に関して質問や確認事項がありましたら、お願いしま す。

(議案に対する質疑応答)

森田教育長

他はよろしいですか。では承認することにご異議はございませんか。

委員一同

はい。

森田教育長

では承認するものとさせていただきます。

- (6)報告第32号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について(つくば市教育委員 会職員の分限処分) (非公開)
- (7)報告第33号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について(つくば市教育委員 会職員の分限処分) (非公開)

森田教育長

続きまして、報告第32号と第33号です。こちらは人事案件で関連が ありますので、一括して教育総務課から説明をお願いします。

山岡教育総務課

(議案に対する説明)

長

森田教育長

ただいまの説明に関して質問や確認事項がありましたらお願いしま す。よろしいでしょうか。ではこのとおりとさせていただいてよろしい ですか。

委員一同

はい。

森田教育長

ではこのとおりで進めてまいります。

- (1)議案第53号 市長の権限に属する事務の委任について(公開)
- (3)議案第 55 号 つくば市地域クラブ活動参加者支援交付金交付規則について(公開)

### 森田教育長

それではこれで非公開案件が終わりましたので、続いて公開案件を審 議いたします。傍聴人がいらっしゃいましたら、中に入るようにお願い します。

議案第53号、議案第55号につきましては関連しておりますので、議 案第 53 号については教育総務課から、議案第 55 号については学び推進 課から説明をお願いいたします。

### 長

|山岡教育総務課| 議案第53号市長の権限に属する事務の委任についてご説明いたしま す。地方自治法第 180 条の2の規定に基づき協議のあった、市長と教育 委員会との間の事務の委任につきまして、別紙のとおり回答するもので す。なお、委任事務につきましては、記載の地域クラブ活動の参加者に 対する支援に関することとなっております。以上です。

### 森田教育長

続けて議案第55号について、学び推進課からお願いします。

## 長

|岡野学び推進課| 議案第55号つくば市地域クラブ活動参加者支援交付金交付規則につい てご説明させていただきます。まず趣旨についてですが、第1条です。 この規則は、地域クラブ活動参加者支援交付金の交付に関する事務の取 扱いについて必要な事項を定めるものとなります。次に、交付金の目的 について、第2条をご覧ください。交付金は、地域クラブ活動に参加す る生徒の保護者のうち、生活に困窮するものの経済的負担の軽減を図る ことにより、生徒のスポーツ及び文化芸術の活動の機会を確保すること を目的としております。続きまして、定義について、第3条第1号をご 覧ください。地域クラブ活動生徒の所属する部活動が行われない日にお いて、さらに当該生徒の所属する部活動と同一の種目又は同部門のもの に限る、としております。同条第2号では該当する団体について、同条 第3号では該当する生徒についてお示ししております。続いて第4条を

ご覧ください。交付金交付の対象となる保護者を、第1号から第3号ま でにお示ししております。特に第2号にありますように、生活保護また は就学援助を受けている家庭が対象となります。続きまして、第5条で は、交付対象経費についてお示ししております。これは対象者が実施団 体に支払った地域クラブ活動の利用料としております。第6条では、1 会計年度における交付金の額を示しております。ここでは、地域クラブ 活動に参加する生徒1人につき2万4,000円を上限としております。第 7条では、交付金の交付の申請等についてお示ししております。交付金 の交付を受ける場合は、同条第1号から第6号までの書類を添えて申請 いただくことになりますが、同条第1号から第3号までの書類について は、こちらで公簿等を確認し、認められるときは省略することも可能と なっています。第8条では、交付金の交付等の決定をするにあたり、内 容の審査及び交付の可否についてお示ししております。第9条では、交 付金の交付の条件について4点お示ししております。第 10 条、第 11 条 については、ご確認いただければと思います。以上でございます。

### 森田教育長

ただいまの説明に質問や確認事項がありましたらお願いします。 はい、和泉委員どうぞ。

### 和泉委員

ご説明ありがとうございました。質問が2つあります。1点目は、第 6条にある2万4,000円の積算根拠は、500円×4×12で良いのかとい うことと、2点目は、第7条第3項は4月から3月という縛りはないと いう理解で良いのでしょうか。例えば6月から始めた場合は、その年の 年度末までという理解なのか。第3項の上3行の意味がよく理解できな かったので、ご説明をお願いできますでしょうか。

### 森田教育長

学び推進課、お願いします。

### 長

岡野学び推進課 御質問の1点目の経費については、和泉委員がおっしゃったとおりで ございます。2点目の第7条第3項についてですが、1会計年度という ことで大丈夫かと思います。

### 森田教育長

1会計年度と規定しているからということですね。

和泉委員 よろしいですか。例えば入部・入会が8月からの場合は8月から適用

される、但し、一旦3月で締めるということですね。

岡野学び推進課 はい。

長

和泉委員わかりました。ありがとうございます。

森田教育長 | 他はいかがでしょうか。よろしいですか。はい、柳瀬委員。

|柳瀬委員 対象は何名ぐらいを想定していますでしょうか。

森田教育長はい、学び推進課。

岡野学び推進課 就学援助の対象人数や部活動の加入人数、地域移行の参加人数等を考

長慮しまして、積算しております。

|柳瀬委員 | なるほど。調査した結果それぐらいということですか。

岡野学び推進課 はい、想定ということになります。

長

|森田教育長 | 他はいかがですか。よろしいですか。では承認することにご異議はご

ざいませんか。

委員一同 はい。

|森田教育長 | では承認するものとさせていただきます。

(4)議案第56号 つくば市認定地域文化財の認定に係る意見聴取について(公開)

森田教育長 続きまして議案第56号、文化財課から説明をお願いします。

石橋文化財課長 議案第 56 号つくば市認定地域文化財の認定に係る意見聴取についてで

す。つくば市認定地域文化財規則においては、市独自の制度であるつく

ば市認定地域文化財に認定することについて、教育委員会からつくば市 文化財保護審議会への意見聴取をすることが定められています。認定地 域文化財は、指定文化財に至らない物件であっても、文化財としての価 値を認めることで、保存や活用等を促すことを目的として制定したもの で、認定による規制がほとんどない一方で、補助金等の支援制度もない というものになります。

今回意見聴取をするのは、つくば市臼井に存在する立野大師堂石仏群 175 軀(き)で、江戸時代後期から明治時代にかけて、制作された石仏群 ということになります。制度の詳細と物件の詳細につきましては、資料 1及び資料2にまとめております。ご検討お願いいたします。

森田教育長

説明に対して、質問や確認事項がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。承認することでご異議ございませんか。

委員一同

はい。

森田教育長

ありがとうございます。では承認いたします。

(5) 議案第57号 つくば市有形文化財の指定に係る諮問について(公開)

森田教育長

続いて議案第57号についても文化財課から説明をお願いします。

石橋文化財課長

議案第57号つくば市有形文化財の指定に係る諮問についてです。つくば市文化財保護条例による有形文化財に指定することについて、教育委員会からつくば市文化財保護審議会に諮問することが定められています。

物件につきましては、三村山不殺生界碑1基です。鎌倉時代中期の板碑でして、年号も刻まれた石造物としては市内最古であり、真言律宗の高僧忍性の三村山極楽寺での活動を示す歴史資料として重要なものです。指定制度につきましては、文化財をそのまま残すための制度でありまして、厳しい規制があるのと同時に、補助金等の支援制度があるものです。制度の概略及び資料の概略については、資料1及び資料2を参照していただければと思います。ご審議お願いいたします。

森田教育長

質問や確認事項がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

承認することにご異議はございませんか。

委員一同

はい。

森田教育長

では承認をすることといたします。

### 5 その他

### 森田教育長

それでは最初に言いましたように、議事の5、その他に進みたいと思 います。冒頭にお話しました竹園東小学校の件について、少し皆さんで 意見交換をしたいと思いますので、まず学び推進課から説明をお願いし ます。

## 長

|岡野学び推進課| まず、概要についてご説明させていただければと思います。記事にあ りました、当該教員のトイレの指導と、登校できなくなった児童の当時 の様子についてご説明いたします。

> まずはトイレの指導についてです。5月にある児童がトイレに行って 戻ったときに、「どこに行っていたの。トイレには勝手に行っちゃダ メっていったでしょ。」と当該教諭が怒鳴り、教室中が静まり返った、 と保護者の方から指摘がありました。学校長の聞き取りでは、当該教諭 は、怒鳴ってはいないと言っていたとのことですが、大人が話す時の感 情と子供の受け取る感情の違いもあります。子供たちが静まり返ったと いうことからは、怒られた、怖いという感情を抱いたと思われ、トイレ に行きたいということが怖くて言えないという思いが生まれたことが推 測されます。

> 続いて、6月です。6月8日、ある児童がお漏らしをして保健室に 行って当事者がその場にいないときのことです。「またお漏らししてる よ。くさいよね。皆も嫌だね、先生、毎日拭くの嫌だよ。明日、お漏ら ししたい子はいないよね。」と言っていた、との指摘がありました。当 該職員の聞き取りでは、前日に他の児童がお漏らしをしたこともあり、 帰り会のときで時間がなかったこともあって、「またみんなの前でお漏 らしするのは嫌だよね。トイレに行きたいときはすぐに先生に言うよう に。」と、強い口調で指導してしまったようです。

6月19日、ある児童が当該教諭にトイレに行きたいと伝えましたが、 「授業中はトイレに行っては行けないと怒られた。」との指摘がありま した。当該教諭の聴き取りからは「基本的に、トイレは休み時間に行くんだよ。」と言って、トイレに行かせたようです。当該教諭は適切に指導したつもりですが、子供が怒られた、怖いと思っていることから、心には届いていませんので、子供に寄り添った指導とは言えません。

6月20日、お漏らしをしてしまったある児童に対して、もう漏らさないでくださいと注意を受けたとの指摘がありました。当該教諭は「トイレでしようね。」と言ったとのことです。

申し上げましたように、5月から6月にかけて、お漏らしが数件ございました。対象者も1人ではなく複数名おります。これは子供たちが「トイレに行っていいですか。」と自由にいえる雰囲気がなかったことが原因であると思われます。

次に、当該教諭が怖いと言って、3人が登校できなかったという記事についてです。当該教諭の指導が怖いという理由で、入学後の1週目から登校渋りが見られ、担任を変えてほしい、転校させてほしいと保護者からの要望がございました。学校では、4月という早い段階でもあり、何とか対策を講じて改善を図ることを目指しましたが、事態は良くならず、6月1日に、学校から市に意見書を提出し、転校に至りました。他の2人の児童も当該教諭の指導が怖いという理由で、6月末から欠席し、保護者からクラスを変えてほしいという要望が出されました。※

このような状況を受け、7月13日に1年1組の臨時保護者会を開きました。出席者は校長、教頭、教務主任で、学び推進課からは2名が参加いたしました。その際、学級懇談会を開催するに至っての経緯やこれまでの状況、今後の対応について説明いたしました。保護者からの御指摘や御質問に対して、管理職が当該教諭から聞き取った内容や、その他の様々な保護者からの情報をもとに説明をいたしました。具体的には、当該教諭の指導が怖いと感じ、学校を休んでいる児童が2名いること。教師の指導が理由で児童が登校できない事実は重大な問題と認識していること。最優先課題として対応しなければならないと考え、改善に向けて思案し、様々な対応をしてきたが、解決には至らなかったこと。このような状況を踏まえ、担任を教務主任に変更すること。7月13日付で当該教諭は心理的な要因により、療養が必要であるとの診断を受け、当面の間勤務をすることができなくなったこと。以上が主な内容です。

また、今回の報道後に保護者から改めて申し出があり、当該教諭が怖

いという理由で、もう1人休みがちになった児童がいたこともわかっています。いずれにしましても、複数の児童に教員の指導が怖くて、学校に行くのが嫌だと辛い思いをさせてしまったこと、そして、その保護者の皆様にも大変な御心労をおかけしてしまったことを大変申し訳なく思っております。また、管理職や当該教員への指導助言等が十分でなかったことを大変重く受けとめております。

現在の1年1組の状況についてですが、クラスの児童はほとんど休まずに登校しています。当該教諭は休職期間が明けて復帰する場合でも、 今年度の担任はそのまま教務主任を予定しております。

最後に、今後についてです。1つ目は、当該教員の処分等についてです。処分については、事実関係を県に報告しております。今後、県の調査等に対し、求めがあれば、その内容の詳細についてしっかりと報告していきたいと思います。また、管理職の責任についても同様に考えております。2つ目は、子供たちの心のケアについてです。報道等による不安への対応については、スクールカウンセラーを増員するとともに、必要に応じて、市の教育相談センターの相談員の派遣等も考えております。最後、3つ目は課題についてです。このようなことが二度と起こらないよう、再発防止に向けた体制づくりをしっかりと行っていきたいと考えています。まず、子供たちがいつでも相談できる体制の構築です。担任以外にも、養護教諭や支援員、カウンセラー、そして保護者等、相談しやすい人に話せる環境づくりをしていきたいと思います。また、これまでのアンケート調査等に加え、1人1台端末でのオンライン相談や、目安箱の設置等、様々な方法も検討してまいります。

次に、管理職の指導の在り方についてです。これまでも個別に指導をしてきているものの、その後、当該教員に変容があったかどうかの見取りが十分でなかったと考えます。具体的にあった不適切な指導を取り上げ、どこがいけないのか、どうすべきだったのか、実際の指導を考えさせるとともに、課題のある教員が子供たちの前に立てる状態になるまで変容し、行動としてできるようになるまでをしっかりと評価することが重要であると考えています。最後に、教育局の適切な関わり方についてです。学校から随時報告は受けておりますが、報告内容を適切に判断できず、学校への助言・指導に繋がっていなかったことも要因と考えております。事案の本質を見極め、早期に適切な対応をとることの重要性を

再認識しているところです。以上でございます。

※当初は要望内容を「担任を変えてほしい」と報告していました が、「クラスを変えてほしい」の誤りであったため、令和6年3月 臨時教育委員会にて訂正しました

森田教育長

報告をしていただきましたが、今の報告について質問や確認をしたい ところはありますでしょうか。はい、倉田委員お願いします。

倉田委員

今の報告の中で、問題が起きたときに、学級における複数対応、補助 |員の設置など、そのような体制は学校としては試みたのでしょうか。

森田教育長

学び推進課、お願いします。

長

岡野学び推進課 倉田委員のおっしゃるとおり、学校では管理職、空き教員、支援員等 を可能な限り複数体制で配置し、サポート体制をとっておりました。た だ、毎時間、常時ということにはいかず、当該教員が1人になってし まったときもあるようでございます。

倉田委員

もう1点お伺いします。その教員についてです。人間関係の中で話を できるとか、相談に乗れるとかアドバイスできるような、そういった関 係はあったのでしょうか。

森田教育長

はい、学び推進課。

岡野学び推進課 今のご質問は管理職がということでよろしいでしょうか。

長

長

倉田委員

そうではなくて、職員同士の関係についてです。

|岡野学び推進課| そこの部分については、現在確認は十分に取れてはいないところで す。管理職からの指導は、何回にもわたって、事あるごとに随時呼んで 指導をしているということは把握しておりますが、職員関係の部分につ いては把握しておりません。

森田教育長

はい、学校教育審議監。

議監

|山田学校教育審| 私の方でこの一連の事案について調べています。いろいろと周辺部、 この教員がどんな人間関係なのかということを聞きました。授業の時は 少々高圧的な言葉遣いをしてしまうということはあるようですが、職員 室では普通の教員といいますか、年代に応じた話をしているようで、 従って、職員室で特に孤立するというようなこともなく、普通の人間関 係を築いていたようです。実際に、休んでいる間に心配をして、一緒に 外出しようかとか声をかけてくれるような同僚もいたようです。

倉田委員

ありがとうございます。おそらく学校の中でも、管理職がその教員の 特性や課題について引き継ぎはしていて、ある程度は把握していたかと 思います。どのように対応を取れば未然に防げたか、また、事案が起き たときにどのように早めに処理できたのか、その辺りについても聞かな くてはいけないかもしれないという気がしました。

森田教育長

ありがとうございます。他に質問がありましたらお願いします。は い、成島委員。

成島委員

このように大きく報道に取り上げられたのは、どういった経緯なのか は把握できたのでしょうか。全国誌でまで報じられるに至ったわけで、 どこからというのも変なのですが、保護者からなのか、そういったもの は把握しているのでしょうか。あまり詳しくは言えないところでもある のですかね。

森田教育長

はい、学び推進課。

長

岡野学び推進課 詳しくどこからということは存じ上げてはおりませんが、メディアの 方からの連絡が入って、私たちの知るところともなりました。メディア に情報が入ってから動きがスタートして、市教育委員会にも学校にも取 材が始まったという経緯にはなっております。

成島委員

ありがとうございます。この方は1年生の担任を担当するのは初めて だったのかが気になります。

森田教育長

はい、学び推進課。

長

岡野学び推進課 同校に赴任してからは、最初は6年生、続いて2年生、もう一度2年 性、4年生、そして1年生の学級を持っていますので、同校では初めて の1年生の担任ということになります。

森田教育長

他にはありますか。はい、柳瀬委員、どうぞ。

柳瀬委員

すみません、途中少々退席しておりまして、その間に話があったかも しれませんが、この先生について、指導力はあったというような文言を 読みました。そのように認識して良いのでしょうか。

森田教育長

はい、学び推進課。

長

岡野学び推進課 指導力のとらえ方というところはあるかと思いますが、学校長からの 説明の中にもありましたように、教科指導についてはしっかりと子供た ちに教えることはできていて、ただ、やはり生徒指導の面、学級を掌握 する面、これらの対応というところには課題があるということです。全 体としてはこのような結果になっていますが、教科指導についてはしっ かりと指導しているという評価でございます。

柳瀬委員

ありがとうございます。

森田教育長

はい、和泉委員、どうぞ。

和泉委員

2つあります。1つ目は、竹園東小学校で過去に他の学年の担任をし ていた時は、どうだったのかということです。2つ目は、休職している 当該教諭に研修があるとのことでしたが、その研修の具体的な内容を可 能な範囲で教えていただけますか。

森田教育長

はい、学び推進課。

長

岡野学び推進課 まず過去に他の学年を担任した時にどうだったについてですが、赴任 した年に6年生の担任をしていた時から課題はあったようです。保護者 の方々から、学校にも相談がありました。2年生の担任の時にも、4年 生の担任の時にも、それぞれ複数名の保護者の方から担任についての相 談があったことが確認されております。また、休職後の研修についてで すが、復職についての本人の意思等の確認はこれからになっておりま す。そのため、どのような方向になるかは未定ですが、もし復職となっ た場合は、段階を経て研修を行っていくことになるかと思います。急に 子供たちの前に立つようなことは控えながら、まずは自分自身のこれま での行動を振り返らせ、これまでは管理職から指導するという形でした が、そうではなくて、今度は本人が主体的に考えられるような形で、自 分が目指す教師像や、子供の前にどのような姿で立つか等、自分の内面 からまず気持ちを引き出して、自分を振り返りながら少しずつ行動をと れるような姿を見とっていければと思っております。ここについては、 県とも十分相談しながら、研修内容は今後検討していければと思ってお ります。

和泉委員

わかりました。

森田教育長

確認することはそのぐらいでよろしいですか。では、このような事態 が起こった中で、今後再発防止をするにあたって、こういうことが必要 なのではないかということをお聞きできればと思います。教育局に対し てでも結構ですし、学校に対してでも結構ですし、本人に対してでも結 構です。いろいろな考えがあるかと思うのですが、その辺りをまとめ て、教育委員会からのメッセージとして、学校や教育局に伝えていきた いと思います。まず、倉田委員、お願いします。

倉田委員

どのように対応すれば一番良いかというのは非常に難しい問題かと思 うのですが、不登校になった時点や、保護者から苦情があった時点で、 保護者とどのような関係を維持していくかが、学校として大切だと思い ます。保護者から情報を提供してもらって、五分五分でお互いきちんと

相談できる体制づくりというのを、意識して対応すべきではないかと思います。早い時点で、どのような課題があって、どのようなところに悩んでいるとか、そういったものを共有して、その対策もお互いに考えて、このようにしていきましょうとか、お互い理解しながら進めていくことが私は一番何より必要かと思います。学校としてはそのようなことに努力すべきでもあるのではないかと感じました。

森田教育長

はい、ありがとうございます。はい、成島委員、どうぞ。

成島委員

7月に学級懇談会をして、担任が変わって、その後は不登校がなく なったという経緯があったにもかかわらず、10 月にこのようにニュース になったということは、納得がいっていない人が誰かいたのではないか と推測してしまいました。今回のことがあって、メディアに訴えかけれ ば教育局は対応してくれると認識されてしまうのではと思いました。表 に出ないだけで、教員に対する不満や学校の対応に対する不満はメール 等で日々来ているのではないかと思うのですが、問題に対しての対応に ついてやはり足りなかった部分が大いにあったのだと思います。もちろ ん未然に防ぐのが一番大事ですが、問題が起きた後の対応、事実確認の 丁寧な聞き取りといったものが必要なのではないでしょうか。今上がっ てきているであろう問題に対して、学校長1人に事実確認を任せるスタ ンスではなく、全体として、学校一つ一つの案件を大事にしながら問題 に向き合わないと、幾らでもまた同じようなことが起きてしまうのでは ないかと思います。このように大きく報道されると、先生の復職は非常 に難しくなるのではないかと思います。人格的に向いてない部分なども もしかしたらあったのかもしれませんが、もし、熱心に指導されていた のだとしたら、その方の人生がかわいそうなものになってしまうことを 懸念しています。もちろん被害に遭ったお子さんが一番気の毒というか かわいそうなのですが、教育委員会としては双方を守る立場でなければ いけないので、問題が起きてしまったときに学校長1人の責任にしない ということと、とにかくまずは事実確認をしっかりするというところに 重きを置いて、問題にしっかり向き合ってくれたと被害者側が思ってく れるような対応を今後とっていかなければいけないと思います。

### 森田教育長

納得してもらっているかというのは、確かにすごく大事な部分だと思います。今回そういった意味では、私たちの話し合いの中でも、形として対応はしていたものの本当にこれで良かったのか、追跡して評価するという部分が弱かったのではないかと反省をしているところです。対応が終わると問題が終わってしまったみたいな感覚に皆なってしまうところもあるというのが、今回まずかったところかと思っています。

柳瀬委員からは、何かありますでしょうか。

### 柳瀬委員

はい。不登校支援の時に随分と話し合ったと思うのですが、教育の場 には2つの側面があると思っています。教育の側面と、ケアのような福 祉的な側面で、その両方が必要だと思うのです。先ほどその先生の指導 力についてお伺いしましたが、指導力はあったものの、子供たちへの心 配りや配慮が足りなかったのではないかなと思います。指導・監督とい うのと、配慮・心配りというのは、両方必要であって、校長先生は指導 監督が足りなかったというところを強調されていたと思うのですが、そ れと同時に、先生をサポート・フォローする、配慮と心配りもやはり必 要だったのではないかと思います。指導監督だけでは駄目で、この先生 が指導力はあったというところからすると、子供たちを指導監督すると いうイメージが強くて、子供たちをケアするというところが少し欠けて いたのではないかという印象を持ちました。これは感性のところなの で、もしかすると指導監督というところではなかなか伝わらないかもし れません。教育長にもお願いしたいのですが、事案に関して、他の先生 方や管理職の方が指導監督をきっちりしなくてはいけないという方向に 流れが行ってしまうと、配慮や心配りというところが抜けてしまう感じ があるので、その両方を現場でやっていかなくてはいけないのではない かと思います。特に低学年の子供は、やはりケアの方が重要だと思いま すので。

それから、クラス担任というのが非常に重い立場であるとすると、複数担任制というか、クラス担任を決めないという方法もありますよね。 学年全体で担任をするようなやり方もあるので、特に低学年ではそういった方法もあるのではないかとも思います。先生が問題を抱え込んでしまうケースも多いと思いますので。

### 森田教育長

はい、ありがとうございます。では、和泉委員、お願いします。

### 和泉委員

説明ありがとうございました。大体は理解できました。ただ、一方で、複数教員による体制はできていたということは数字としての教員数は足りていたにもかかわらず、このような事態を招いてしまったということから、まだ原因が明確でない印象を受けました。もう少し聞き取りをした方が良いのではないかということが1つです。

もう1つは、私は毎日新聞でこの件を見て、はっきり言って仰天した のですが、一方で、このような先生は昔からいたということです。私が 小学生のときにもいましたし、ヒステリックで、何人か友達がいつも泣 いている状態がありましたし、似たような先生はいたよね、と知人とも 話していました。恐怖で支配する行為というのは、ものすごく苦痛を与 えるものとして今ではみなされていますし、ついついそのような行動と なってしまう心情はものすごくよくわかる一方で、それはもう絶対に やってはいけないことなのですよね。先ほど柳瀬委員からケアという言 葉がありましたが、では何のためになぜケアするのかという一番基本の ところは、子供の権利を尊重できるかということなのではないかと思い ました。例えば授業中に、立ち歩いたり騒いだりする子供がいた時に、 静かにしなさいとか座っていなさいと言う指導では足りなくて、そのよ うな行為が静かに学びたい子供の権利を侵害しているから先生は注意す るわけですよね。つまり、自分も立ち歩きたいという権利はあるかもし れないけれども、授業中は他の友達の勉強をしたいという権利を尊重し なくてはいけないのだということを学ぶ場でもあるのではないかと思い ました。ですので、研修の中で、まずは子供にも、子供だからという枕 詞がついついまだつきまとったりしますが、やはり子供も1人の人格を 持つ人間として、その権利をまず尊重することと、あとは子供の権利条 約についての理解や、それを具体的にその教室空間でどのように先生は 尊重したら良いのかを場面ごとに考えるような研修も必要なのではない かと強く感じました。以上です。

### 森田教育長

ありがとうございます。本当に皆さんから大事な意見をいただいたと 思います。倉田委員から保護者との関係づくりについて発言がありまし たが、今回説明会に行って感じたのは、実は去年もこんなことがありま した、一昨年もこんなことがありましたと、いろいろと言われまして、 保護者の方が言いたいことを学校に言えなかったのかなという部分で、 私は申し訳ない、残念だと思っています。保護者の意見が言いやすいと いうか、感じたことや気になっていることを、日頃から言えるような関 係とシステムがまずはなくてはいけないと強く感じたところです。 倉田 委員のおっしゃったように、子供も言えるようにしておくことが必要 で、自分の担任だけではなくて、他の担任のことでも気づいたら先生に 言えるとか、養護教諭でも教頭先生でも誰でも良いから言える、伝えら れるという体制づくり、システムが大事なのではないかと感じたところ です。

それから、対策といいますか、未然に防ぐという意味では、怒鳴る指導やヒステリックな指導というのは、やはりやめさせなくてはいけないということです。根本は条約で定められている子供の人権というところであることは私も同感でして、それについては、全体でしっかり何回も取り上げる必要のある研修内容かと思っております。特に今、管理から自己決定、教えから学びと言っている中で、どうしてもまだ先生が教えるという意識や、しつけなくてはいけないという強い意識を持っている先生がいるようで、やはりコーチングのような考え方でやらなくてはいけないのではないかと思って今聞いておりました。

また、実際に起こった時の対応という意味では、校長だけに任せるのではなくて、私たちも一緒になって考えなくてはいけないし、先ほどからあったように、しっかりとその後を追っていって、実際どうやっているか、それがちゃんと効果になっているか、保護者の方や子供たちが納得しているのかというところを私たちも一緒に見守っていかなくてはいけないというところです。そのようなところが今回足りなかったということがいえると思いますので、今出たような意見を、私たちの戒めとして受けとめられるようにまとめて、学校へも発信したいと思います。まとめたときにはまた委員の皆様にも一度お知らせしたいと思います。その中で、またぜひこういうことも入れてほしいというのがありましたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。

委員一同

はい。

### 森田教育長

ではそのように進めさせていただきます。よろしくお願いします。一度先生方の全員にメッセージを送ったのですが、そのメッセージを読ませていただきます。

『皆様報道でご存知かと思いますが、教師の暴言が子供を傷つけると いう事案がありました。私は常日頃から学校は子供が幸せを実感できる 学校であってほしいと言っていますが、今回のことは残念でなりませ ん。先生の言動は子供にとってはすごく影響の大きなものです。子供は それぞれ違います。受けとめ方も皆違います。たとえ、教師がそんなつ もりはなかったと言っても、受けとめる側の子供の気持ちが、その言葉 の結果となるのです。そのことを心に留め、教師には慎重な対応が求め られます。決して子供を傷つけてはなりません。子供にとっては一瞬一 瞬が心に残ってきます。やり直しは効きません。教師は子供にとって常 に最善でなければならないのです。教育は人なり。子供たちは、教師の 姿で学びます。教師は人として手本であり目標でなければなりません。 教師の基本は和顔愛語、穏やかな笑顔と優しい言葉で相手に接すること です。笑顔で子供と接すれば、子供たちを和やかな気持ちにさせること ができます。優しい言葉を子供にかければ、子供たちを温かい気持ちに させることができます。そして、子供一人一人が学びたいことが学べ る、自分で決められる学校に、幸せ溢れる学校を作っていきましょ う。』このメッセージはすぐに出したのですが、具体的なことを今後も う1回出していきたいと思います。貴重な意見を頂きありがとうござい ました。学び推進課を中心にまた今回のことをまとめていければと思い ますので、よろしくお願いします。

続けて、柳瀬委員から、つくば市における外国籍の不就学児童生徒の 支援について問題提起したいとのご希望がありました。柳瀬委員、お願 いいたします。

### 柳瀬委員

今日は問題意識の共有という意味で、外国人の子供の不就学についてです。以前にも外国人の不登校ではなく不就学の問題が話題に出たことあるのですが、現在世界で紛争や戦争があって、難民の人もたくさんいて、つくば市にも避難している外国人がいるわけですが、その子供たちへの支援というのは埋もれてしまっているという問題です。つくば市にもかなりの人数の方がいらっしゃるようですが、教育局だけでそういっ

た方への支援は難しくて、市民部やこども部、国際交流協会等と連携し ながら、市民の方々にも協力していただいて進められるような事業では ないかと思うのですね。教育大綱のときにも話しました、アマルティ ア・センというノーベル経済学者の言葉で、人を川につき落とすのは駄 目だと皆わかっているのに、なぜ川に流されている人を助けないのかと いうことを彼は言ったのですね。戦争で難民が出て苦しい思いをしてい るのに、助けなきゃと皆思いながらも、目の前に流れている、つまり 困っている人を助けないというのはやはりおかしいということを言いた いのですが、支援を通じて子供の学習権とか生存権といったところを、 皆で確認できるのではないかと思います。日本国憲法のもとでは守られ ていないけれども、隣人を助けるということがとても大事なのではない か、また、教育的な意味も大きいのではないかと思いますので、これか ら課題にしていただければという趣旨です。

### 森田教育長

貴重なご意見ありがとうございました。是非検討していきたいと思い ます。

他に何か委員の皆様からご提案や気になっていること等はありますで しょうか。はい、成島委員どうぞ。

### 成島委員

先日、「不登校・多様な学び つながる"縁"日」というイベントに 行ってきたのですが、つくば市も参加していたようだったので、感想と してどうだったか、どなたかご存じの方がいればと思いまして。いろい ろな市がブースを設けていたのですが、印象としてお役所の雰囲気が強 かったので、実際どれぐらいの保護者の方が相談にいらっしゃったの か、お話を伺えればと思います。

### 森田教育長

教育相談センター所長。

センター所長

|久松学び推進課|| 昨年度はあまり掲示物などの用意はしなかったのですが、今年度は、 参事兼教育相談相談センターの様子とか、子供が作った動画などを用意しまして、そう いったものをきっかけに、寄ってきてくれる子も思いました。御相談の あった中で、今は学校に行けていない状況で、学校にはまだ相談してな いのだけど相談センターに相談して良いですかというお話も結構ありま して、私ともう1人の指導主事の2人で行ったのですが、10人程度から相談があり、そこから学校につなげた内容は3件程度ございます。相談センターにも、それをきっかけに相談に来てくださった方もいます。イベント当日は全部で600人以上の来場者だったということで聞いております。

成島委員

ありがとうございます。

森田教育長

和泉委員、お願いいたします。

和泉委員

私もこのイベントを午後に訪問したのですが、昨年度は著名な先生を招聘して講演という形だったのが、今年は不登校経験者による座談会という形で、すでに社会人や大学生になっている5名の方々にお話しいただきました。自分の辛かった気持ちを具体的に話してもらえる機会はなかなかないだろうと思いながら聞かせてもらったのですが、やはり当事者の声を直接聞くしかないという確信を私は持ちました。不登校という言葉を変えなければいけないのではということも感じました。また、会場の雰囲気も開催2年目ということもあって、出展者同士が話している雰囲気があったので、横の繋がりができてきたのかなと思います。イベントを訪れた人にしてみれば、こういった面もあるのだという希望を感じられているのではないかなと思いました。

森田教育長

ありがとうございました。つくば市の中で、不登校についてだんだん 認識されて、良い方向に動いているのではないかという感じがしますよ ね。

他はよろしいですか。また不登校のことを議論するときにはそういったことも含めて議論したいと思います。

### 6 閉会

森田教育長

長時間にわたりましてありがとうございました。以上をもちまして定 例会を終了させていただきます。ありがとうございました。

### ◎会議録の調製(訂正)

署名年月日	令和6年(2024年) 4月 26日	
調製者	吉沼 正美	